

## ラオス最低賃金の改正へ

2018年4月24日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

### ●5月1日より最低賃金が改正

昨年11月ごろから審議されてきた最低賃金が、4月20日に行われた首相・副首相による会議において、月額900,000キープから1,100,000キープ(約133USD<sup>1</sup>)へ改正することの合意に至りました(2018年4月20日付 首相府告示(No.560/PMO.SO))。

今年1月末の時点では、労働組合からは月額1,200,000キープ、労働社会福祉省からは1,100,000キープ、商工会議所は1,000,000キープが提案されていましたが、最終的に、月額1,100,000キープまたは、日額42,307キープとすることで合意し、政府会議へと提出されてきました。

また、ラオスの最低賃金は、2012年月額626,000キープ(約80USD)、2015年900,000キープ(約110USD)と3年ごとに物価上昇率等を鑑みて改正されており、今回の改定は2015年比で22.22%増となります。

なお、同改定は2018年5月1日(メーデー)より行われる予定です。



---

「One Asia Lawyers」は、日本およびASEAN各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本およびASEAN各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本およびASEAN各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスからASEAN各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)

---

<sup>1</sup> 1USD=8,300 キープ

